

# 環境関連法規制等の動き 2011年7月

## 法令情報

### 1. 電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について

＜経済産業省令第28号、経済産業省告示126号＞（2011.6.1経済産業省）

経済産業省では、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定）において、「活用できるよう必要な準備を進める」とされた電気事業法第27条による電気の使用制限について、下記のとおり実施することとなりました。

- 1) 対象者：東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW 以上）
- 2) 制限期間・時間帯：東京電力管内：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時  
東北電力管内：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時
- 3) 制限内容：原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」の15%削減した値を使用電力の上限とする。
- 4) 共同使用制限スキーム：複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入する。全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、一定の要件の下で、大口需要家と小口需要家の事業所による共同使用制限スキームの活用を可能とする。
- 5) 共同使用制限スキーム申請：共同使用制限スキームを開始したい日から起算して14日前までに提出。
- 6) 制限緩和申請：制限緩和を適用したい日から起算して14日前までに提出。
- 7) 使用制限状況報告書の提出：通常は検針日から15日以内まで、共同は毎月16日までに提出。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

### 2. 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律

＜法律第67号＞（2011.6.15環境省）（2011.10.1.施行）

法律の題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、基本理念に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえること等を明記することにしました。

政府が定める基本方針を勘案し、今後、都道府県及び市町村は区域の自然的社会的条件に応じた行動計画を、作成するように努めることとなります。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20110615/20110615g00126/20110615g001260002f.html>

## 一般情報

### 1. 国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等について（2011.5.24環境省）

平成21年度における国等の機関の特定調達物品等の調達実績は、公共工事分野の品目を除く184品目中177品目（96%）において判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合で調達されています。

平成13年度のグリーン購入制度施行以降、順調にグリーン購入が進展しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13805>

### 2. 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針の策定（2011.6.14環境省）

水質汚濁防止法第4条の2及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定に基づき、環境大臣は、汚濁負荷量の総量の削減の目標及び目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定める総量削減基本方針を策定することとされています。

今般、公害対策会議の議を経て、6月15日付けで、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）を策定します。

環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、今後、関係都府県において、削減目標の達成に向けた総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が行われることとなります。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13882>